

事後評価シート

【評価年月】 平成16年4月

【主管課・室】 自然環境局総務課動物愛護管理室

【評価責任者】 動物愛護管理室長 東海林克彦

施策名、施策の概要及び予算額

施策名	- 8 - (5) 動物の愛護及び管理
施策の概要	動物の虐待防止や適正飼養などの動物愛護及び動物の適正な管理を徹底していくための施策を実施する。
予算額	52,611千円

目標・指標、及び目標の達成状況

目標	動物の愛護と適正な管理を通じた人と動物との共生を図るため、国民の意識の向上を図るとともに、自治体、動物販売業者による飼い主等への適切な指導、情報提供の確保、地域における動物の適正飼養推進のための体制作りを推進する。
達成状況	都道府県等と連携を図りながら、普及啓発資料の配付や動物愛護週間行事実施等、動物愛護管理の普及啓発を推進するとともに、自治体職員に対する講習会の実施、動物販売業者用の説明マニュアルの作成、モデル事業の実施等により、地域における動物の適正飼養推進のための体制作りを推進した。

下位目標1	動物の愛護と適正な管理について広く理解と関心を得るため、効果的な普及啓発資料を作成し、都道府県等と連携して啓発事業を検討及び実施する。
達成状況	各種普及啓発資料等を作成し、都道府県等を通じて広く配布するとともに、インターネットによる情報提供や普及啓発を行った。 動物愛護週間中に中央行事及び地方行事を実施した。中央行事では動物愛護管理法制定30周年記念シンポジウムを実施した。

下位目標2	都道府県等と連携して、家庭動物の終生飼養を推進するためのモデル事業を実施する。また、動物販売業者など動物取扱業者の実態把握に努めるとともに、動物販売業者用説明マニュアルを作成し、都道府県等による動物愛護及び管理の取組への支援を行い、動物の適正飼養を推進する。
達成状況	都道府県等の動物愛護担当職員の知識及び技能の向上を図るため、都道府

	<p>県等の担当職員を対象に、適正飼養講習会を実施した。</p> <p>(H 1 5 年度は山梨県、香川県、熊本県、大阪市で実施)</p> <p>飼養動物との共生推進総合モデル事業を沖縄県に施行委任し、普及啓発、所有者明示、不妊去勢等の事業を総合的に取り組み、適正飼養の推進を行った。</p> <p>動物販売業者が購入者への説明責任を適切に果たせるよう、動物販売業者用説明マニュアル(鳥類)を作成し、都道府県等を通じて周知徹底した。</p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

下位目標 3	<p>改正法施行後の動物愛護に関する各種取組状況及び実態について、調査検討を実施するとともに、動物愛護管理法に基づき定められた動物の飼養保管基準の見直しを行う。</p>
達成状況	<p>法に基づき定められている展示動物の飼養保管基準の見直しを、中央環境審議会会長に諮問し、同審議会動物愛護部会において審議を行い、ペット等の販売・繁殖施設等における飼養保管方法の適正化、動物の飼養保管環境をより豊かにすること等について平成 1 6 年 3 月に答申を得た。</p> <p>改正法の附則に基づき、改正法の施行状況等について検討を行うため、「動物の愛護管理のあり方検討会」を設け、動物の愛護管理に関する各種課題について検討を行っている。</p>

評価、及び今後の課題

評 価	<p>【必要性】(公益性、官民の役割分担等)</p> <p>都市化の進展や少子高齢化等により、ペット動物の重要性が高まる一方で、動物の虐待事件や不適正な飼養によるトラブル等の問題が顕在化しており、動物の適正な飼養管理が社会全体から望まれている。</p> <p>動物の愛護と適正な管理を推進するため、国や都道府県等の行政のみならず、獣医師や愛護団体、動物取扱業者等の民間とも連携協力して取り組んでいくことが必要である。</p> <p>【有効性】(達成された効果等)</p> <p>動物愛護週間中に中央行事及び地方行事を実施するとともに、中央行事では動物愛護管理法制定 3 0 周年記念シンポジウムを実施することにより、広く国民の間に動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めることに寄与した。</p> <p>飼養動物との共生推進総合モデル事業を沖縄県に施行委任し、普及啓発・所有者明示・不妊去勢等の事業を総合的に実施することにより、適正飼養の推進に寄与した。</p>
-----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>動物販売業者用説明マニュアルの作成により、動物販売業者の説明責任を果たすための一助としたほか、終生飼養に対する飼い主の自覚と実践を促すことに寄与した。</p> <p>【効率性】(効果とコストとの関係に関する分析等)</p> <p>動物の愛護と適正な管理について、広く国民に周知していくためには、リーフレット等のほか、引き続き、関係団体を通じた普及啓発やインターネット等の活用等を進めていくことが効果的であり、効率的である。</p> <p>動物の愛護と適正な管理を推進するためには、国や自治体の行政のみならず、民間団体等と連携して取り組むことが重要であり、そうした取組を推進すること及び支援することが効果的であり、効率的である。</p> <p>目標に対する総合的な評価</p> <p>普及啓発や各種事業の実施等により、動物の愛護と適正な管理の推進が図られているが、国民の動物の愛護管理に関する要望等は、ますます多様化しており、それらの要望等に応え、人と動物との共生を図るためには、引き続き動物の愛護と適正な管理に取り組んでいくことが必要である。</p> <p>一層の普及啓発を図るとともに、官民連携して動物の愛護管理に取り組むこと、そうした取組に対する支援等が重要である。</p>
<p>今後の課題</p>	<p>動物愛護管理の普及啓発を推進するため、都道府県等及び民間団体等と連携を図りながら、普及啓発資料の作成配布や愛護週間行事等の効果的な事業を実施する必要がある。</p> <p>都道府県等が引き取っている犬ねこは、年々減少しているものの、年間約40万頭近くあることから、飼養者の適正飼養を更に徹底するとともに、引き取った犬ねこの譲渡を推進することが必要である。</p> <p>多様な動物が家庭動物として飼養されていることから、それらの適正な飼養保管方法等について、周知徹底を図る必要がある。</p> <p>動物の適正な飼養保管を推進するため、法律に基づき定められた動物の飼養保管基準の見直しが必要である。</p> <p>改正法の施行状況等を踏まえ、動物の愛護管理のあり方について、引き続き検討を行う必要がある。</p>

政策への反映の方向性

反映方向分類	理由の説明
1	<p>多様な動物の適正な飼養保管方法等についてマニュアル等を作成し、普及啓発するとともに、都道府県等において、引取動物の譲渡を促進できるよう支援を行う。</p> <p>動物の適正飼養を推進するため、引き続き普及啓発を実施する。</p> <p>飼い主等への適切な指導等、地域における動物の適正飼養を効果的に実施するため、自治体職員対象の適正飼養講習会を引き続き実施する。</p> <p>動物販売業者が飼い主に対し、適正飼養の説明を適切に行えるよう動物販売取扱マニュアルを引き続き作成し、配布する。</p>

【別紙】

事務事業シート

施策名	- 8 - (5) 動物の愛護及び管理	
施策共通の主な政策手段等	動物の愛護及び管理に関する法律	
事務事業名 (関連下位目標番号)	事業の概要	主な関連予算事項等
動物愛護管理の普及啓発 (下位目標 1)	・ 都道府県等との連携による、啓発資料の作成配付や動物愛護週間行事の実施。	
都道府県による動物愛護管理の取組への支援 (下位目標 2)	・ 都道府県等の動物愛護担当職員を対象に、知識及び技能の向上を図るための講習会の実施。 ・ 不適正飼養により問題が生じている地域における、普及啓発、所有者明示、不妊去勢等のモデル的な実施。	
動物愛護管理に関する基準・指針等の策定 (下位目標 3)	・ 社会状況の変化等に対応し「展示動物の飼養及び保管に関する基準」の見直し。	